



熊本県公報

第 1 2 3 0 1 号

平成 26 年 3 月 25 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 桶合漁港漁港利用調整施設の指定管理者の指定…………… (漁港漁場整備課) 16
- 牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者の指定…………… (〃) 16
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 17
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 18
- 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一
部を改正する規程…………… (高齢者支援課) 24
- 八代港公有水面埋立てに係る要領の告示及び縦覧…………… (港湾課) 24
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 25
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 25
- 道路の供用開始…………… (〃) 25
- 道路の供用開始…………… (〃) 26
- 道路の供用開始…………… (〃) 26
- 道路の区域変更…………… (〃) 26
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 27

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 27
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 27
- 宇城都市計画交通広場の決定 (宇城市決定) …… (都市計画課) 28
- 宇城都市計画道路の変更 (宇城市決定) …… (〃) 28
- 宅地建物取引業者の事務所不確知…………… (建築課) 28

登 載 依 頼

- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 28
- 熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の
一部を改正する規程…………… (監査委員事務局) 34
- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の
一部を改正する規程…………… (〃) 42
- 熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計
算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (〃) 45
- 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する
規則…………… (人事委員会) 45
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… (〃) 45
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則…………… (〃) 45
- 指定講習機関の代表者変更…………… (警察本部運転免許課) 46
- 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表
者変更…………… (〃) 46
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の改正
…………… (病院局総務経営課) 46
- 医療情報システム一式の借入に係る一般競争入札結果…………… (〃) 47
- 平成 2 5 年度第 2 回熊本県立図書館協議会の開催… (熊本県立図書館協議会) 47

告 示

熊本県告示第 2 5 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 小崎谷川 (4 6 1 - 1 - 0 1 4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 与作谷川（461-1-015）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 堂出川（461-1-016）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 中谷川-1（461-1-017-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 中谷川-2（461-1-017-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 椎木川-1（461-1-018-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 椎木川-2（461-1-018-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 椎木川一 3 (4 6 1 - 1 - 0 1 8 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 椎木川第二 (4 6 1 - 1 - 0 1 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 衣領川第二 (4 6 1 - 1 - 0 2 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 小崎辻川 (4 6 1 - 1 - 0 2 1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 大林川 (4 6 1 - 1 - 0 2 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 大谷 (4 6 1 - 1 - 0 9 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 上三川 (4 6 1 - 1 - 0 9 5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 洪利川 (4 6 1 - 1 - 0 9 6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 谷平谷 (4 6 1 - 1 - 0 9 7)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 山下谷川 (4 6 1 - 1 - 0 9 8)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 生名子川 (4 6 1 - 2 - 0 1 6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町中谷ろ
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 中谷川口川 (4 6 1 - 2 - 0 1 7)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町中谷い
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 0 馬廻川第一（4 6 1－2－0 1 8）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 1 馬廻川第二（4 6 1－2－0 1 9）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 2 馬廻川第三（4 6 1－2－0 2 0）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 3 衣領谷川（4 6 1－2－0 2 1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 4 椎木川第一（4 6 1－2－0 2 2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 5 荒瀬谷川第一（4 6 1－2－0 7 3）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 小鶴谷川 (4 6 1 - 2 - 0 7 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 下り谷川 (4 6 1 - 2 - 0 7 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 洪利川第二 (4 6 1 - 2 - 0 7 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 洪利川第一 (4 6 1 - 2 - 0 7 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 洪利谷川 (4 6 1 - 2 - 0 7 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 下代瀬川 (4 6 1 - 2 - 0 8 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 瀬高谷川第一 - 1 (4 6 1 - 2 - 0 8 1 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 瀬高川第一 (4 6 1 - 2 - 0 8 1 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 瀬高川第二 (4 6 1 - 2 - 0 8 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 生名子 (4 6 1 - 1 - 0 0 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 瀬高 1 (4 6 1 - 1 - 0 0 2 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 瀬高 2 (4 6 1 - 1 - 0 0 2 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 瀬高 3 (4 6 1 - 1 - 0 0 2 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 洪利 (A) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 0 4 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 洪利 (A) - 2 (4 6 1 - 1 - 0 0 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 洪利 (B) (4 6 1 - 1 - 0 0 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 下代瀬 (4 6 1 - 1 - 0 0 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 馬廻 - 1 (4 6 1 - 1 - 0 0 7 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 馬廻 - 2 (4 6 1 - 1 - 0 0 7 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 馬廻－3 (4 6 1－1－0 0 7－3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 馬廻－4 (4 6 1－1－0 0 7－4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 馬廻－5 (4 6 1－1－0 0 7－5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 小崎 (A)－1 (4 6 1－1－0 0 8－1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 小崎 (A)－2 (4 6 1－1－0 0 8－2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 小崎 (B) (4 6 1－1－0 0 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 大林－1 (4 6 1－1－0 1 3－1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 大林－2 (4 6 1－1－0 1 3－2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 大林－3 (4 6 1－1－0 1 3－3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 小崎辻－1 (4 6 1－1－0 1 5－1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 小崎辻－2 (4 6 1－1－0 1 5－2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 小崎 C (4 6 1－1－0 1 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 7 木々子 (A) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 1 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 木々子 (A) - 2 (4 6 1 - 1 - 0 1 9 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 木々子 (A) - 3 (4 6 1 - 1 - 0 1 9 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 木々子 (A) - 4 (4 6 1 - 1 - 0 1 9 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 木々子 (B) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 2 0 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 木々子 (B) - 2 (4 6 1 - 1 - 0 2 0 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 木々子 (B) - 3 (4 6 1 - 1 - 0 2 0 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 衣領 B (4 6 1 - 1 - 0 2 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 衣領 C - 1 (4 6 1 - 1 - 0 2 3 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 衣領 C - 2 (4 6 1 - 1 - 0 2 3 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 合志野 (A) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 2 5 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 合志野 (A) - 2 (4 6 1 - 1 - 0 2 5 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 合志野 (B) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 合志野 (B) - 2 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 合志野 (B) - 3 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 合志野 (B) - 4 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 合志野 (B) - 5 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 合志野 (B) - 6 (4 6 1 - 1 - 0 2 6 - 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 荒瀬 (A) - 1 (4 6 1 - 1 - 0 2 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町荒瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 6 荒瀬（A）－2（4 6 1－1－0 2 9－2）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 7 荒瀬（B）－1（4 6 1－1－0 3 0－1）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 8 荒瀬（B）－2（4 6 1－1－0 3 0－2）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 9 荒瀬（B）－3（4 6 1－1－0 3 0－3）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 0 生名子 A－1（4 6 1－2－0 0 1－1）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷ろ
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 1 生名子 A－2（4 6 1－2－0 0 1－2）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷ろ
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 2 生名子 B (4 6 1 - 2 - 0 0 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷ろ
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 瀬高 A (4 6 1 - 2 - 0 0 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 瀬高 B (4 6 1 - 2 - 0 0 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 瀬高 C (4 6 1 - 2 - 0 0 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷は
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 洪利 C (4 6 1 - 2 - 0 0 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町荒瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 中谷川口 (4 6 1 - 2 - 0 0 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 川口 A (4 6 1 - 2 - 0 0 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 木々子 C (4 6 1 - 2 - 0 1 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 0 衣領 A (4 6 1 - 2 - 0 1 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 1 木々子 C (木々子 D) (4 6 1 - 2 - 0 1 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町中谷い
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 5 3 号

熊本県漁港管理条例（昭和 3 7 年熊本県条例第 1 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	上天草市松島町合津 7 5 0 0 番地	フィッシャリーナ天 草株式会社 代表取締役 川端祐 樹	平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 2 5 4 号

熊本県漁港管理条例（昭和 3 7 年熊本県条例第 1 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の

手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者	
牛深漁港漁港浄化施設	熊本市中央区水前寺公園28番43号	九州テクニカルメン テナンス株式会社 代表取締役 杉本陽 児	平成26年4月1 日から平成31年 3月31日まで

熊本県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大矢崎（207-1-002）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 大矢崎2-1（207-1-021-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 大矢崎2-2（207-1-021-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 大矢崎2-3（207-1-021-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 大矢崎2-4（207-1-021-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 大矢崎 2-5 (207-1-021-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町広瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 5 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 宮尾川 (367-1-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町宮尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 瓶焼川-1 (367-1-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
玉名郡南関町宮尾
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 瓶焼川-2 (367-1-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
玉名郡南関町宮尾
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 上南田原 1 (367-1-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 石畳川 (上南田原 3) (367-1-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 小原川(小原野添川)－1(367－1－014－1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 小原川(小原野添川)－2(367－1－014－2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 小原 3－1(367－1－015－1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 小原 3－2(367－1－015－2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 小原 3－3(367－1－015－3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 小山川(相谷 3)－1(367－1－016－1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町相谷
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 小山川 (相谷 3) - 2 (3 6 7 - 1 - 0 1 6 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 相ノ谷 1 (相谷 1) (3 6 7 - 1 - 0 1 7)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 馬立 (3 6 7 - 1 - 0 1 8)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町相谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 長山川 (長山小原 1) (3 6 7 - 2 - 0 0 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 小原 (長山小原 2) (3 6 7 - 2 - 0 0 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町長山
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 山付川 3 - 1 (3 6 7 - 2 - 0 0 3 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 山付川 3-2 (3 6 7-2-0 0 3-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 山付川 1 (3 6 7-2-0 0 4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 山付川 2 (3 6 7-2-0 0 5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 久重 (3 6 7-2-0 0 6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 野中 (八角目 4) (3 6 7-2-0 0 7)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 八角目 1-1 (3 6 7-2-0 0 8-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名郡南関町久重
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 八角目 1-2 (3 6 7-2-0 0 8-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 八角目 2 (3 6 7-2-0 0 9)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 八角目 3 (3 6 7-2-0 1 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町久重
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 花山-1 (3 6 7-2-0 1 1-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 花山-2 (3 6 7-2-0 1 1-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 花村-3 (3 6 7-2-0 1 1-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 花山-4 (3 6 7-2-0 1 1-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町関村

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 荒谷川（上南田原 4）（3 6 7－2－0 1 4）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 上南田原 2（3 6 7－2－0 1 5）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町四ツ原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 小原 1（3 6 7－2－0 1 6）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 小原 2（3 6 7－2－0 1 7）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町小原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 八貫水川（相谷 4）（3 6 7－2－0 1 8）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 相ノ谷 2（相谷 2）（3 6 7－2－0 1 9）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町相谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3.7 大西2-3(367-1-034-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第257号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程
軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程（平成21年熊本県告示第16
8号）の一部を次のように改正する。

うム、祉ホ設、婦行を続関も
の一人福人施、を）勤にど
設ホ者老護（））。算もこ
施人害護保（）。る通ど定
る旨障養、る限る子認
め、体別ち限限にけのす
定所身特うににのお前す
に育、びのムのものに学定
条保場及設一もる）就規
2、工設施ホるすムびに
第ム祉施る人すと一及項
「一福象係者と要ホ数1
、ホ者対に護要必祉年第
に人害弁営養必を福続条
」老障支経別を設び勤7
員費的のの特設施及る第
職、知費業び施（設け法律
該（、援事及（業施お法
当設場支祉ム業事供にる
「、施工、福一事ス提設す
る祉）会ホ援ビ報施関
をい福）。社人支一情るに
」て者むる老所サ者す進
員、つ害含す護通祉害定推
職な障を定養児福障規の
該と休ム規、害害覚に供
正対象身一にム障障聴4提
及び対、ホ項一、視のな
に及弁設祉一ホ設設、条的
「支施福第人施施ム2合
」中の供者条老祉援一1総
の費提害2費福支ホ第の
（2）置報障第（軽童者人法等
を）措情的（「児害盲祉育
品る者知を設、障、福保る。
1ゆ害び」施設、所童、め
のわ障及」祉施所業児育改
別、記い覚ム）。福護業事、教に
ち、聴一ム人保事う数る「
ち視ホ一老人う行年す園

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県告示第258号

た面の起
し水項ら
認め1か
承公第日
で、条の
号で3示
9の第告
7た法て
第れ同い
河さるお
令出すに
指提用所
県が準場
本書て覧
熊請い縦
び申おを
及認に類
0更項書
2変第係
第途条
港用2し
令地4示
指立第告
県埋）を
本、号領る。
熊て7要す
けい5の供
付つ第そに
7て法お縦
2立年との
月埋0の衆
1面1次公
年水正、間
第2有大力週
公6公（よ3
和港法にて
昭代立定し
八埋規算

となし、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
代表者 国土交通省九州地方整備局長 岩崎泰彦
- 2 埋立区域
(1) 位置
変更なし
(2) 区域
変更なし
(3) 面積
変更なし
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位置
変更なし

- (2) 区 域
変 更 な し
- (3) 面 積
変 更 な し
- 4 埋 立 地 の 用 途
(変 更 前)
公 園 緑 地 用 地 約 3 7 . 6 ヘ ク タ ー ル
水 産 関 連 用 地 約 3 . 2 ヘ ク タ ー ル
道 路 用 地 約 3 . 0 ヘ ク タ ー ル
(変 更 後)
公 園 緑 地 用 地 約 3 7 . 6 ヘ ク タ ー ル
都 市 機 能 用 地 約 3 . 2 ヘ ク タ ー ル
道 路 用 地 約 3 . 0 ヘ ク タ ー ル
- 5 出 願 年 月 日
平 成 2 6 年 3 月 4 日
- 6 関 係 図 書 の 縦 覧 場 所
熊 本 県 土 木 部 河 川 港 湾 局 港 湾 課 及 び 熊 本 県 県 南 広 域 本 部 八 代 地 域 振 興 局 並 び に 八 代 市 役 所

熊 本 県 告 示 第 2 5 9 号
次 の 森 林 を 保 安 林 予 定 森 林 に す る の で 、 森 林 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 2 4 9 号) 第 3 0 条 の 2 の 規 定 に よ り 告 示 す る 。
平 成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所 球 磨 郡 相 良 村 大 字 川 辺 字 中 村 坂 3 9 3 5 番 1 1 、 3 9 3 5 番 1 2
- 2 指 定 の 目 的 落 石 の 危 険 の 防 止
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主 伐 は 、 択 伐 に よ る 。
イ 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は 、 当 該 立 木 の 所 在 す る 市 町 村 に 係 る 市 町 村 森 林 整 備 計 画 で 定 め る 標 準 伐 期 齢 以 上 の も の と す る 。
ウ 間 伐 に 係 る 森 林 は 、 次 の と お り と す る 。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次 の と お り と す る 。
(「 次 の と お り 」 は 、 省 略 し 、 そ の 関 係 書 類 を 熊 本 県 農 林 水 産 部 森 林 局 森 林 保 全 課 及 び 熊 本 県 県 南 広 域 本 部 球 磨 地 域 振 興 局 並 び に 相 良 村 役 場 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る 。)

熊 本 県 告 示 第 2 6 0 号
道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 1 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 道 路 の 供 用 を 開 始 す る 。
そ の 関 係 図 面 は 、 平 成 2 6 年 3 月 2 5 日 か ら 6 0 日 間 、 熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。
平 成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 道 路 の 種 類 、 路 線 名 及 び 供 用 を 開 始 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
一 般 県 道	原 植 木 線	菊 池 市 泗 水 町 吉 富 字 中 川 原 9 9 8 番 地 先 か ら 菊 池 市 泗 水 町 吉 富 字 時 町 1 4 2 5 番 1 地 先 ま で	504.0	防 安 交
		菊 池 市 泗 水 町 吉 富 字 時 町 1 6 8 0 番 7 地 先 か ら 同 所 1 6 8 4 番 1 地 先 ま で	359.0	

- 2 供 用 を 開 始 す る 期 日 平 成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊 本 県 告 示 第 2 6 1 号
道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 1 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 道 路 の 供 用 を 開 始 す る 。
そ の 関 係 図 面 は 、 平 成 2 6 年 3 月 2 5 日 か ら 6 0 日 間 、 熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保

全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	阿蘇公園菊池線	菊池市原字蜂の巣 3615番5地先 同所 3615番1地先	132.0	全防災

2 供用を開始する期日 平成26年3月25日

熊本県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町上内田吉原国有林 41や林小班地内から 山鹿市菊鹿町上内田吉原国有林 41や林小班地内まで	45.9	災害防除

2 供用を開始する期日 平成26年3月28日

熊本県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	新合高浜港線	天草市河浦町河浦字大迫 1857番1地先から 天草市河浦町河浦字葛河内 343番3地先まで	477.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年3月26日

熊本県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字山下 1533番地先から	前	10.4 ～	51.4	活力基 盤創出

	同所 1 5 9 4 番 1 地先まで		24.0		交付金
		後	13.5 ～ 27.6	51.4	

2 区域を変更する期日 平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県告示第 2 6 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援センターリンク 天草市倉岳町宮田 1 1 5 2 番地 5	N P O 法人地域ふれあいホームリンク 天草市倉岳町宮田 1 1 7 6 番地 池崎 宏一	就労移行支援	平成 2 6 年 4 月 1 日

公 告**熊本県公告第 1 6 3 号**

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 3 9 1 号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰 1 0 %	アルカリ分 ： 5 5 . 0 可溶性苦土 ： 1 0 . 0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	株式会社ヴィザックス 熊本県玉名郡南関町大字下坂下 4 8 2 1 - 1	平成 3 2 年 3 月 2 7 日

熊本県公告第 1 6 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ芦北店
葦北郡芦北町大字花岡字古町 3 0 9 番 2 7 ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2 , 1 6 6 平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 60 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 16 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 49.0 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 17.96 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時
閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1 箇所 建物敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 26 年 3 月 12 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
平成 26 年 3 月 25 日から平成 26 年 7 月 25 日まで

熊本県公告第 165 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により宇城市から宇城都市計画交通広場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 166 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により宇城市から宇城都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 167 号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 67 条第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても何らの申出がないときは、宅地建物取引業法第 67 条第 1 項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- (1) 名 称 株式会社エリヤプランニング
- (2) 代表者氏名 澤田 龍介
- (3) 免許証番号 熊本県知事（4）第 3886 号
- (4) 免許年月日 平成 23 年 5 月 22 日

登載依頼**熊本県教育委員会訓令第 1 号**

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教職員住宅管理規程（昭和 4 0 年熊本県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「県教育委員会の事務局又は県の設置する教育機関の職員であつて、次の各号に掲げる条件を具備するもの」を「次の各号のいずれかの条件を具備する者」に改め、同条第 1 号中「公立学校共済組合の組合員の資格を有すること。」を「県教育委員会の事務局又は県が設置する教育機関の職員で公立学校共済組合の組合員の資格を有すること。」に改め、同条第 2 号前段中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族を有すること。」を「知事部局職員及び県警察職員であること（熊本県の職員と共同で利用する住宅に限る。）」に改め、同号後段中「又はこれら以外の者で熊本県教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める理由を有すること。」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号以外の者で熊本県教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める理由を有すること。

別表中

「

熊本県教職員荒尾住宅	荒尾市川登字北五反田 1791—117	11,800 円	
	荒尾市荒尾字南屋形山 3024—3	12,500 円	

」

を

「

熊本県教職員荒尾住宅	荒尾市川登字北五反田 1791—117	11,800 円	
熊本県教職員荒尾第二住宅	荒尾市荒尾字南屋形山 3024—3	12,500 円	昭和 50 年度建設に係る賃借料月額 8,600 円 昭和 54 年度建設に係る賃借料月額 11,100 円

」

に、

「

熊本県教職員八代第三住宅	八代市本野町字西正坊 2008	9,800 円	
--------------	-----------------	---------	--

」

を

「

熊本県教職員八代第三住宅	八代市本野町字西正坊 2008	9,800 円	
熊本県教職員氷川住宅	八代市鏡町鏡字津口三番割 553—2	8,600 円	

」

に、

「

熊本県教職員人吉第一住宅	人吉市願成寺町字狩所 590—1	36,500 円	2 階及び 3 階に係る賃借料月額 21,200 円
--------------	------------------	----------	----------------------------

」

を

「

熊本県教職員人吉第一住宅	人吉市願成寺町字狩所 590—1	36,500 円	2 階及び 3 階に係る賃借料月額 21,200 円
	人吉市願成寺町字狩所 588—1	10,000 円	

」

に、

「

熊本県教職員本渡第一住宅	天草市本渡町広瀬字代官田 102	36,500 円	2 階及び 3 階に係る賃借料月額 21,200 円
熊本県教職員本渡第二住宅	天草市本渡町本戸馬場字西ノ久保 1577	6,400 円	昭和 44 年度建設に係る賃借料月額 5,600 円

」

を

「

熊本県教職員本渡第一住宅	天草市本渡町広瀬字代官田 102	36,500 円	2 階及び 3 階に係る賃借料月額 21,200 円
--------------	------------------	----------	----------------------------

」

に、

「

熊本県立南関高等学校職員住宅	玉名郡南関町関町字堀池園 102—1	36,100 円	
	玉名郡南関町関町字町屋敷 1290—1	11,800 円	
熊本県立荒尾高等学校職員住宅	荒尾市荒尾字南屋形山 3024—3	11,100 円	昭和 50 年度建設に係る賃借料月額 8,600 円
熊本県立玉名工業高等学校職員住宅	玉名市築地字古閑 1868	11,100 円	
	玉名市岱明町上前田 715—2	11,100 円	

」

を

「

熊本県立南関高等学校職員住宅	玉名郡南関町関町字堀池園 102—1	36,100 円	
	玉名郡南関町関町字町屋敷 1290—1	11,800 円	

」

に、

「

熊本県立菊池少年自然の家職員住宅	菊池市野間口字中谷 488—1	8,600 円	
熊本県立阿蘇中央高等学校職員住宅	阿蘇市一の宮町宮地字駒立 2419—5	6,400 円	
	阿蘇市一の宮町宮地字東古神 4710—4	9,800 円	
	阿蘇市一の宮町宮地字御米田 1405—4	9,800 円	
	阿蘇市一の宮町宮地字井尻 1508—4	9,800 円	

」

を

「

熊本県立阿蘇中央高等学校職員住宅	阿蘇市一の宮町宮地字東古神 4710—4	9,800 円	
	阿蘇市一の宮町宮地字御米田 1405—4	9,800 円	
	阿蘇市一の宮町宮地	9,800 円	

	字井尻 1508—4		
--	------------	--	--

に、

熊本県立小国高等学校職員住宅	阿蘇郡南小国町赤馬場字下杉田 1559—1	9,800 円	
熊本県立蘇陽高等学校職員住宅	上益城郡山都町滝上字前鶴 440	7,500 円	
	上益城郡山都町滝上字前鶴 442	7,500 円	
	上益城郡山都町馬見原字中原 361—1	9,800 円	

を

熊本県立小国高等学校職員住宅	阿蘇郡南小国町赤馬場字下杉田 1559—1	9,800 円	
----------------	-----------------------	---------	--

に、

熊本県立八代工業高等学校職員住宅	八代市植柳上町東川原 738	5,100 円	
熊本県立八代農業高等学校職員住宅	八代市鏡町下有佐字吉門 12—1	9,800 円	
	八代市鏡町下有佐字桑本 632—1	11,800 円	
熊本県立八代農業高等学校泉分校職員住宅	八代市泉町栗木字古屋敷 1129—1	6,400 円	
熊本県立氷川高等学校職員住宅	八代市鏡町鏡字津口三番割 553—2	8,600 円	
	八代郡氷川町島地字十一番割 1199	8,600 円	
熊本県立水俣高等学校職員住宅	水俣市南福寺 420—2	10,000 円	

を

熊本県立八代農業高等学校職員住宅	八代市鏡町下有佐字吉門 12—1	9,800 円	
	八代市鏡町下有佐字桑本 632—1	11,800 円	
熊本県立八代農業高等学校泉分校職員住宅	八代市泉町栗木字古屋敷 1129—1	6,400 円	

に、

熊本県立人吉高等学校職員住宅	人吉市願成寺町字杉園 510	6,400 円	昭和43年度建設に係る賃借料月額 5,100円 昭和45年度建設に係る賃借料月額 5,800円
	人吉市願成寺町字狩所 588—1	10,000 円	

を

熊本県立人吉高等学校職員住宅	人吉市願成寺町字杉園 510	6,400 円	昭和 43 年度建設に係る賃借料月額 5,100 円
			昭和 45 年度建設に係る賃借料月額 5,800 円

に、

熊本県立多良木高等学校職員住宅	球磨郡多良木町久米字伏間田 2854—11	21,900 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 924—1	6,400 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 925—7	6,400 円	
熊本県立球磨工業高等学校職員住宅	人吉市瓦屋町字与内山 2300—1	5,800 円	昭和 44 年度建設に係る賃借料月額 5,600 円
	人吉市願城寺町字狩所 588—1	10,000 円	

を

熊本県立多良木高等学校職員住宅	球磨郡多良木町久米字伏間田 2854—11	21,900 円	
	球磨郡多良木町多良木字下迫田 925—7	6,400 円	

に、

熊本県立牛深高等学校職員住宅	天草市久玉町字村田 1459—4	6,400 円	昭和 45 年度建設に係る賃借料月額 5,800 円
	天草市久玉町字村田 1411—38	8,600 円	
	天草市久玉町字堂面 1216—5	11,100 円	昭和 52 年度建設に係る賃借料月額 8,600 円
熊本県立河浦高等学校職員住宅	天草市河浦町河浦字平野 2321	5,000 円	
	天草市河浦町河浦字四反田 3165	6,400 円	
	天草市河浦町河浦字古野 2280—1	8,600 円	
	天草市河浦町河浦字古野 2280—5	8,600 円	
熊本県立天草高等学校倉岳校職員住宅	天草市倉岳町棚底字塔尾 2841—1	8,600 円	昭和 48 年度建設に係る賃借料月額 6,400 円
	天草市倉岳町棚底字塔尾 2852—2	8,600 円	
	天草市倉岳町棚底字塔尾 2823—7	11,100 円	

熊本県立天草高等学校天草西校職員住宅	天草市天草町高浜南字上白木 2431—1	23,700 円	
熊本県立天草東高等学校職員住宅	天草市有明町大浦字中村 1542—1	10,000 円	昭和48年度建設に係る賃借料月額 6,400円 昭和49年度及び昭和50年度建設に係る賃借料月額 8,600円

を

熊本県立牛深高等学校職員住宅	天草市久玉町字村田 1459—4	6,400 円	昭和45年度建設に係る賃借料月額 5,800円
	天草市久玉町字堂面 1216—5	11,100 円	昭和52年度建設に係る賃借料月額 8,600円
熊本県立河浦高等学校職員住宅	天草市河浦町河浦字四反田 3165	6,400 円	
	天草市河浦町河浦字古野 2280—1	8,600 円	
	天草市河浦町河浦字古野 2280—5	8,600 円	
熊本県立天草高等学校倉岳校職員住宅	天草市倉岳町棚底字塔尾 2823—7	11,100 円	
熊本県立天草高等学校天草西校職員住宅	天草市天草町高浜南字上白木 2431—1	23,700 円	

に、

熊本県立苓洋高等学校職員住宅	天草郡苓北町富岡字新富 3189—1	5,100 円	昭和39年度建設に係る賃借料月額 5,000円
	天草郡苓北町志岐字中山 1498—3	8,600 円	
熊本県立松島商業高等学校職員住宅	上天草市松島町教良木字丸山 2975—3	6,400 円	昭和43年度建設に係る賃借料月額 5,100円
	上天草市松島町内野河内字下ノ向 3041—1	9,800 円	

を

熊本県立苓洋高等学校職員住宅	天草郡苓北町富岡字新富 3189—1	5,100 円	昭和39年度建設に係る賃借料月額 5,000円
	天草郡苓北町志岐字中山 1498—3	8,600 円	

に改める。

附 則
この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県監査委員告示第 1 号

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県監査委員	松	見	辰	彦
同	内	田	光	也
同	大	西	一	史
同	重	村		栄

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（熊本県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「通知は、」の次に「条例第 21 条第 1 号に掲げる決定又は裁決をする場合にあっては」を加え、「不服申立てに係る」を「条例第 21 条第 1 号に係る」に改め、「開示通知書）」の次に「により、条例第 21 条第 2 号に掲げる決定又は裁決をする場合にあっては別記第 13 号の 2 様式（条例第 21 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書）」を加える。

別記第 1 号様式（注）1 中「受けるとき」を「受ける場合」に改め、「希望されるとき」を「希望される場合」に改める。

別記第 2 号様式中「熊本県監査指令 第 号」を「熊本県監査委員指令第 号」に改める。

別記第 3 号様式から別記第 4 号の 3 様式までを次のように改める。

別記第3号様式(第4条関係)

行政文書部分開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担 当 課 等	(電話番号 (内線))		
備 考			

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注)1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。

2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。

4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

(日本工業規格A4)

別記第4号様式(第4条関係)

行政文書不開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

行政文書の名称その他 行政文書を特定するに 足りる事項	
開示しないこととした 根拠規定及び当該規定 を適用する理由	1 条例第7条第 号に該当 2 その他 (理由)
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第4号の2様式(第4条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第10条に該当 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第4号の3様式(第4条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書を管理していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第7号様式中「(知事)」を削る。
別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第8条関係)

行政文書の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県監査委員指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第13条関係)

条例第21条第1号に係る行政文書の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県代表監査委員

印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書について、次のとおり

その 全部
一部 を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 21 条において準
用する同条例第 15 条第 3 項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の
翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者
となります。)提起することができます。

開示請求に係る行政文書 の名称	
開示決定をした行政文書 に記録されているあなた (貴団体)に関する情報の 内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県監査委員指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部 分	
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

別記第13号の2様式(第13条関係)

条例第21条第2号に係る行政文書の開示通知書	
第 年 月 日 号	
様	
熊本県代表監査委員 印	
年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその〔全部／一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。	
開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県監査委員指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

熊本県監査委員告示第 2 号

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

熊本県監査委員 松 見 辰 彦
同 内 田 光 也
同 大 西 一 史
同 重 村 栄

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（平成 13 年熊本県監査委員告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項第 4 号」に、「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第 4 条第 2 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等）

第 6 条の 2 条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

（1）麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 54 条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員

（2）漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 74 条第 1 項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第 5 項の規定により指名されたもの

第 15 条の見出し中「第 19 条第 7 項後段」を「第 19 条第 8 項後段」に改め、同条中「第 19 条第 7 項後段」を「第 19 条第 8 項後段」に改め、「通知書は、」の次に「条例第 28 条第 1 号に掲げる決定又は裁決をする場合にあっては」を加え、「不服申立てに係る」を「条例第 28 条第 1 号に係る」に改め、「開示通知書」の次に「により、条例第 28 条第 2 号に掲げる決定又は裁決をする場合にあっては別記第 15 号の 2 様式（条例第 28 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書）」を加える。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式まで、別記第 8 号様式、別記第 10 号様式、別記第 11 号様式、別記第 12 号様式及び別記第 13 号の 5 様式から別記第 13 号の 7 様式までの様式中「熊本県監査指令 第 号」を「熊本県監査委員指令 第 号」に改める。

別記第 15 号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文書の 件名	
開示することとしたあなた(貴団体) に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県監査委員指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第 15 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第15号の2様式(第15条関係)

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県代表監査委員

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県代表監査委員に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県監査委員指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号 (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第19号様式から別記第21号様式までの様式中「熊本県監査指令 第 号」を「熊本県監査委員指令第 号」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県監査委員告示第 3 号

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県監査委員 松 見 辰 彦
同 内 田 光 也
同 大 西 一 史
同 重 村 栄

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 18 年熊本県監査委員告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 5 条中」を「第 6 条中」に改め、「第 6 条中「各部局長」とあるのは「監査委員事務局長」と」を削り、「第一課及び第二課」を「監査委員事務局」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 21 条」を「、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 21 条、熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 68 号。以下「修学部分休業条例」という。）第 3 条第 1 項並びに熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 69 号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第 3 条第 1 項」に改める。

第 13 条第 2 項中「熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 68 号）」を「修学部分休業条例」に、「熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 69 号）」を「高齢者部分休業条例」に改める。

第 15 条第 2 項中「及び市町村立学校給与条例第 19 条」を「、市町村立学校給与条例第 19 条、修学部分休業条例第 3 条第 1 項及び高齢者部分休業条例第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 7 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察の部警察本部の項中「被害者連絡調整官」及び「警衛指導官」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 8 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 6 中「知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の県費負担教職員をいう。）にあつては、当該指定都市の

長)」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 職員に一時差止処分を行う場合 人事委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員（次号において「指定都市の県費負担教職員」という。）にあっては、当該指定都市の人事委員会）

(2) 離職した者に一時差止処分を行う場合 知事（指定都市の県費負担教職員にあっては、当該指定都市の長）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第3号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月25日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 岡本 圭右	八代自動車学校 八代市井上町91番地	取消処分者講習 初心運転者講習	代表者の氏名	吉永富二夫	平成26年1月16日
株式会社人吉自動車学校 人吉市鶴田町875番地 聖川 忠昭	人吉自動車学校 人吉市鶴田町875番地	初心運転者講習	代表者の氏名	聖川 泰央	平成26年2月1日

熊本県公安委員会告示第4号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月25日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 岡本 圭右	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の氏名	吉永富二夫	平成26年1月16日
株式会社人吉自動車学校 聖川 忠昭	人吉自動車学校 人吉市鶴田町875番地	代表者の氏名	聖川 泰央	平成26年2月1日

熊本県病院局告示第2号

平成22年1月29日熊本県病院局告示第1号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）を次のように改正したので、熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保

護等に関する規程（平成 20 年熊本県病院局管理規程第 16 号）の規定により告示する。
平成 26 年 3 月 25 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

表中熊本県病院局非常勤職員採用試験（施設設備保守監督員）の項の次に次のように加える。

熊本県病院局非常勤職員採用試験（地域生活支援員）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	病院局総務経営課
--------------------------	-------------------	--------------	----------

熊本県病院局公告第 1 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
医療情報システム一式の借入れ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県病院局総務経営課
熊本市南区富合町平原 391
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 1 月 28 日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額（月額）
856,065 円（うち消費税額及び地方消費税の額 40,765 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 25 年 12 月 17 日

熊本県立図書館協議会公告第 2 号

平成 25 年度第 2 回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 26 年 3 月 25 日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時
平成 26 年 3 月 26 日（水）
10 時 00 分から 12 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区出水 2 丁目 5 番 1 号
熊本県立図書館 3 階大研修室
- 3 議題
報告・協議事項
①平成 25 年度事業報告について
②平成 26 年度事業計画（案）について
③熊本県立図書館、熊本近代文学館の機能拡充事業の概要について
④その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区出水 2 丁目 5 番 1 号
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）
（電話 096-384-5000）